

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年10月23日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グリーン公社債投信11月号
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年10月23日から平成30年11月19日まで) 300億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

「グリーン公社債投信11月号」につきまして、繰上償還(信託終了)する予定です。この繰上償還(信託終了)における手続きを開始するに当たり必要な記載の追加および記載事項の一部変更のため、平成30年10月5日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部 証券情報 (12) その他」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (3) 信託期間」につき、繰上償還に関する記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。

_____部分は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは昭和52年に設定し、主として公社債B号マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資を行い、安定した収益の確保を目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、わが国の金融緩和政策などを背景に、国内債券市場において低水準の利回りが続いていることにより、利息等安定収益の確保というマザーファンドの運用方針に則った運用の継続が困難になっております。特に日本銀行によるマイナス金利政策の導入以降、当ファンドの分配利回りは著しく低い水準に低下しており、今後も大きく改善されることが見込みづらい状況となっております。このような状況に鑑み、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還（信託終了）することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還（信託終了）までの主な日程

異議申立期間	平成30年10月23日から平成30年12月3日まで
繰上償還（信託終了）予定日	平成31年1月21日

3. 異議申立について

・公告日（平成30年10月23日）現在の当ファンドの受益者（平成30年10月22日までに取得のお申し込みをなされた方）で、繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

（注）平成30年10月23日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該繰上償還（信託終了）に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成30年10月23日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成31年1月21日をもって繰上償還を行います。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。

繰上償還（信託終了）にかかる異議申立ての結果は、平成30年12月4日以降、委託会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。^(注)

^(注)繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は平成31年1月21日までとなります。